

平成 2 5 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 5 年 6 月 1 1 日 (火)

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	9
所管事項の報告	1 0
閉会	1 4

文教福祉常任委員会 平成 2 5 年 6 月 1 2 日 (水)

付議事件	1 7
出席委員	1 7
欠席委員	1 7
委員外出席者	1 7
説明のため出席した者	1 7
事務局職員出席者	1 8
開会	1 9
議案の説明、質疑	2 1
議案の採決	2 6
所管事項の報告	2 7
請願の審査	3 0
請願の採決	3 5

意見書案の説明	3 5
閉会	3 9

総務常任委員会 平成25年6月13日（木）

付議事件	4 3
出席委員	4 3
欠席委員	4 3
委員外出席者	4 3
説明のため出席した者	4 3
事務局職員出席者	4 4
開会	4 5
議案の説明、質疑	4 6
議案の採決	5 0
所管事項の報告	5 1
閉会	6 2

建設経済常任委員会

平成25年6月11日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成25年6月11日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について

出席委員（6名）

委員長 平野 忠 作

副委員長 宮澤 芳 雄

委員 嶋田 茂 樹

委員 日下 昭 治

委員 滑川 公 英

委員 林 七 巳

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊 介

説明のため出席した者（16名）

副市長 加瀬 寿 一

商工観光課長 堀江 隆 夫

農水産課長 大久保 孝 治

建設課長 高野 晃 雄

都市整備課長 林 利 夫

下水道課長 石毛 隆

水道課長 鈴木 邦 博

農業委員会
事務局 局長 高木 寛 幸

その他担当
職員 8名

事務局職員出席者

事務局長 伊藤 恒 男

事務局次長 向後 嘉 弘

主 査 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

関東地方も例年以上に早く梅雨入りしまして、今までは好天に恵まれてきましたが、いよいよ今日から入梅の空模様となりました。入梅になりますと、気温の寒暖の差が激しく、体調管理には、委員の皆様方、十分にご留意のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

昨日、今日と、ちょっと梅雨期になってきました。今、平野委員長が申されましたように、お互いに健康に留意されまして、ひとつよい活動をよろしくお願いしたいと思います。

本日、付託いたしました議案は、一般会計補正予算を含む2議案についてであります。よろしく審査をお願い申し上げたいと思います。どうか慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代える次第でございます。

平野委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長より御挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたします議案は、議案第1号、旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第2号、旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についての2議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいり所存でございます。

何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

それと、本日、人事異動後、初の委員会でございます。若干時間をおかりしまして、課長の自己紹介をさせていただきましたらと思います。委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（平野忠作） よろしくお願ひします。

○副市長（加瀬寿一） それでは、順次させますので、よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（堀江隆夫） おはようございます。商工観光課2年目になりました堀江です。よろしくお願い申し上げます。

○建設課長（高野晃雄） おはようございます。建設課長の高野です。不慣れではありますが、しっかりやっていきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（林 利夫） おはようございます。都市整備課長の林でございます。課長1年目ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○下水道課長（石毛 隆） 下水道課長の石毛でございます。1年目になりますので、よろしくお願いいたします。

○水道課長（鈴木 邦博） おはようございます。よろしくお願い申し上げます。水道課長1年目の鈴木です。よろしくお願いいたします。

○農水産課長（大久保孝治） 昨年に引き続いて農水産課を担当させていただきます大久保でございます。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（高木寛幸） おはようございます。農業委員会事務局長1年目でございます。高木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お

願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第1号につきまして、若干、補足説明の時間をいただきたいと思います。

予算書のほうの9ページをお目通しいただきたいと思います。

9ページ、7款商工費の中に、商工総務費、消費者保護対策事業379万7,000円を今回補正措置をさせていただきたいところで計上いたしました。

内容としましては、国の消費者行政活性化基金が昨年で終了ということだったわけですが、本年も引き続いてということで国が措置していただきました。そんなことで、事業の拡大をしたい、そういうことで報償費、需用費、役務費、委託料にそれぞれ379万7,000円を計上させていただきまして、消費者行政のさらなる推進を図ってまいりたい、そういうふうに考えております。この379万7,000円の財源につきましては、この真ん中あたりに、県支出金464万2,000円、一般財源マイナス84万5,000円ということを書いてあります。全て国からの基金で、今回の補正財源については賄いたい。さらに、当初予算で計上しました分につきましても、若干、基金で使えるというものがありますので、一般財源に充当させていただきたい。そういうことで、一般財源をマイナスにさせていただきます。

続きまして、一番下のほうに、商工振興費、中小企業復旧支援事業3,000万円を計上させていただいております。これは、本会議でもご説明しました国等の支援が、今、千葉県では受けられない。そんなことを鑑みまして、まだまだ中小企業震災復興は半ばである。そういうことで、今回、市単独で補助金を設けさせていただきたいというふうに考えております。

補助率は、震災復興に当たります事業費の2分の1以内、上限は100万円ということで30事業者を見込んでおります。

さらに、10ページの一番上のほうに、説明欄2の工業振興支援事業80万2,000円を計上させていただきました。これにつきましては、有害鳥獣の駆除のための経費でございます。一般財源で措置をさせていただきたい、そういうふうに考えております。

以上で、商工観光課関係の説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたら願います。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 2点ほどお伺いします。

補正予算書の9ページですけれども、商工費の商工総務費、説明欄13番、委託料、講師派遣委託料140万円の内容について、もう少し詳しくお聞かせください。

それと、いま1点、10ページの商工振興費、ただいま説明がありましたけれども、委託料の害虫駆除、害虫等防除委託料、先日の説明では、鎌数地先の有害鳥獣ということでしたけれども、これについて詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、今、2点ご質問いただきました。

最初の消費者保護対策事業、委託料で140万円ほど予算を組ませていただきました。内容につきましては、講師派遣委託料ということでございますけれども、実は、今考えていることでございますけれども、今、商工観光課の中に消費生活センターを週5日、設けております。専門の相談員が2名、絶えず、相談活動に乗っている。年間の取り扱い件数が615件ということで、1日2.5件ぐらいの件数が相当多く寄せられております。

ただ、このセンターは、まだ周知が足りないのかな、そんなことで、今回、この周知を図ることを大きな目的としまして、国の基金を使いまして、消費生活の講演会を開催してみたい。これには、インパクトを持ったテレビに出ているような弁護士先生に来ていただく。

それと、今、振り込め詐欺、あるいは、このごろ質屋を装った詐欺、そういうものがあります。今回、そういうものにコメントしていただくような講演会を開催して、このセンターの周知を図りたい、そういうふうに考えています。

それと、もう1点、10ページのほうに、工業振興支援事業の具体的な中身ということでございます。これは、本会議でも言いましたが、鎌数の工業団地、特にB地区という所がございます。南側の所でありますけれども、現在、カラスを中心としまして、実は相当の製品に被害が出ております。会社によっては数百万単位で、ウレタンあたりをカラスが突っついて、商品価値がなくなってしまう。そんなこと等のいろいろな被害がございます。

そんなことで、今回、県とも相談しまして、さらに地元の猟友会の協力をいただきまして、カラスを中心とした有害鳥獣の駆除を実施したい、そういうふうに考えています。

この委託料等につきまして、猟友会への委託でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

有害鳥獣の駆除というのは、1日で終わるんですか。それとも複数日やるんでしょうか。
わかれば、お聞かせください。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員さんのほうから言われましたように、1日では、多分、効果がないのかなと。我々も、住宅が近いもので、なるべく鉄砲で撃たなくて何か処理ができないのかなと。猟友会のジャンパーを借りて、絶えず、会社員が回っているんですけども、1週間ぐらいでカラスがなれてしまった。そんなことで、今回は、やむを得なく、県と相談しまして、鉄砲による駆除を行いたい。

委員のほうからありましたように、従事日数につきましては、今回、予算で36日間、予定しております。そういうことで、よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） ほかに。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今、有害鳥獣の駆除ということでございますけれども、これは、鎌数工業団地周辺ということで、商工観光課が担当するということなんですか。通常、環境課がやることだと思っていたんですけれども、その辺、お聞きしたいと思います。たまたまこの場所に限っていることなのか、あるいは全域を商工観光課が担当するものなのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、財源の中で、一般財源が出たり入ったりと、減額部分があったり、増額部分があったりするんですけれども、財政課が担当になっているのか、わかりませんけれども、とりあえず、今回の補正で繰越財源となったのは1,187万円、これは一般財源分が1,187万円あるわけなんですけれども、それは、暫定的な繰越金という形で1,187万円計上されたものというこの理解でよろしいのかなと思いますけれども、財政課ではないものですから、副市長、もしそういうことであれば、お願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員さんのほうから有害鳥獣となってくると環境課ということで、そういう見方も実はございます。

ただ、今回、鎌数工業団地の連絡協議会がございます。そのの前者の方からカラスの被害

で困っているということで、我がほうで、当初は、鉄砲による駆除ではなくて、先ほど言いましたが、何かほかにもいい駆除はないかということで、いろいろなものをぶら下げたり、いろいろなことをしたんですけれども、なかなかできないということで、今回、工業製品への被害が相当大きい。そんなことで、商工観光課のほうの予算で、鎌数工業団地の中については、工場への被害ということで商工観光課のほうで対応させていただきたい、そういうふうを考えております。

○委員長（平野忠作） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 今、日下委員さんのほうからお話がありました繰越財源の中の一部ということで措置しております。あくまで暫定ということでご理解いただければと思います。お願いいたします。

○委員長（平野忠作） 質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 議案第2号について補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、特定被災地方公共団体における復旧復興を支援するため、平成25年度限りの措置として、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金に係る地方債について補償金免除繰り上げ償還が行えることから補正するものでございます。

なお、今回の補償金免除繰り上げ償還につきましては、本年9月のみの実施となっております。

補正予算書の6ページをお開きください。

歳出でございます。

3款公債費、1項1目元金、説明欄1番、借入金償還費4,133万6,000円の内訳でございますが、年利4%以上で借り入れした地方債につきましては、平成5年度債で1件、繰り上げ償還金額97万6,000円、平成6年度債は2件で、繰り上げ償還金額4,036万円となっております。繰り上げ償還元金合計額は、4,133万6,000円となるものでございます。

2目利子でございますが、今回の補正で繰り上げ償還することによりまして、今後、支払予定でありました985万1,000円の利息が軽減されるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） これも今、1号議案でお聞きしましたけれども、繰り上げ償還分の不足分を繰越金として補正されたのかなと思いますけれども、これは、当然、出納閉鎖前の提案ですから上程されておりますので、おおよそ、これ以外にどのぐらいの繰越金が見込まれるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） ただいまの質問ですが、4,000万円の補正ということのほかにあるかということによろしいでしょうか。見込みの中で約5,000万円ほどございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） ただいま説明いただきました6ページの公債費の元金、それから利子の繰り上げ償還ですけれども、借入年度、借入利率、また金額、償還年数、また、平成24年度末の借入残金をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） それでは、宮澤委員の質問にお答えいたします。

補正予算書の6ページ、公債費の元金及び利子の繰り上げ償還の借入年度、借入利率、借入金額、償還年数及び平成24年度末の借入残額ということでございます。

繰り上げ償還に対します地方債は、平成5年度債1件、平成6年度債2件、合わせて3件でございます。

内訳といたしまして、平成5年度債は1件で、借入利率4.4%、借入金額210万円、償還年数は28年で据置期間は5年、平成24年度末借入残額は元金で107万6,056円、利子で23万8,736円でございます。

平成6年度債は2件でありまして、うち1件は、借入利率4.3%、借入金額7,300万円、償還年数は同じく28年で据置期間5年、平成24年度末借入残額は元金で4,052万9,750円、利子で976万4,070円でございます。

あとの1件は、借入利率4.25%、借入金額620万円、償還年数は同じく28年で据え置き期間5年、平成24年度末借入残額は元金で343万3,811円、利子で81万7,029円、以上でございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（平野忠作） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課のほうから2点ほど、ご連絡させていただきます。

最初に、お手元のほうに、夏期観光イベント概要という1枚の用紙がございますでしょうか。それを見ながら説明させていただきます。

本年の夏期観光、海水浴場のオープンにつきましては、矢指ヶ浦、飯岡海水浴場の2か所で例年どおり開催を今進めております。

開催の期間につきましては、昨年より1週間早く7月13日から8月25日まで44日間予定をしたいというふうに、今進めております。前日、7月12日は安全祈願祭を実施する予定です。

以下、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦につきましては7月20日、あさひ砂の彫刻美術展、昨年はイベント大賞という大きな賞をいただきました。これにつきましては、展示を7月16日から31日、ライトアップにつきましては7月20日からということでございます。イベントは、同じく7月20日、21日を予定しております。

さらに、いいおかYOU・遊フェスティバルにつきましては7月27日、28日に予定してございます。特に27日につきましては、花火ということで、今回は仕掛け花火も予定されていると聞いております。

さらに、七夕市民まつりにつきましては、8月6日、7日ということで予定しております。

ミス七夕コンテストが7月13日に実施されることになっております。

それと、ここには書いてございませんけれども、実は、今回、飯岡地区に、はとバスが企画されまして、飯岡地区の貴味メロンの収穫体験をしながら試食をして、帰りに貴味メロンを買って帰る。さらに、飯岡の宿泊組合で昼食をとっていただく。そういうようなことで、7月2日、7月5日、7月7日の3日間、今回、はとバスに来ていただけることになりました。これを機に、より多くの観光客を呼び込みたいというふうに考えております。

もう1点、紙には書いてございませんが、商工観光課のほうから特産品開発事業につきまして若干説明させていただきます。

特産品を開発しようということで、補助率につきましては2分の1以内、補助の上限を50

万円、そういうようなことで、本年25年度第1回目の公募を実施しまして、6件の申し込みがありまして、全て現在採択いただきまして、今、事業を進めております。

さらに、この秋に追加募集をするということで予定しております。近くの方で、何か特産品を考えている方がいましたら、ぜひ、こういう事業があるということで周知方よろしくお願ひしたいと思います。

商工観光課のほうからは、以上でございます。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、農水産課のほうから2点ほど報告させていただきたいと思います。

初めに、資料のほうをお配りしてございます。A3で全体の図面、その後ろに各地区ごとのA4の図面が3枚ほどございます。

1点目ですが、平成25年度から27年度の防災林造成事業計画についてでございます。北部林業事務所による防災林造成事業の砂丘整備についてご報告させていただきます。

資料のほうは、各地区ごとのA4のほうの図面をお開きいただきたいと思います。

初めに、三川地区でございますが、赤い枠につきましては、記載のとおり、本年度施工予定です。位置の目安といたしましては、千葉工業大学研修所南側から旭の湯南側までの550メートルとなります。黄色い枠につきましては、平成26年度以降、施工予定となります。位置としましては、目那川の東西1,313メートルとなります。

続きまして、野中地区でございます。

こちらにつきましては、本年度は、旭の湯南側から野中川までの583メートルとなります。平成26年度以降については、野中川から矢指ヶ浦海水浴場までと矢指川からぼうか水産南側までで839メートルとなります。

最後に、井戸野地区でございますが、右下の緑の枠につきましては、平成24年度事業として繰越措置をして、現在も施工中でございます。現場はクランクあたりで一時終了となっておりましたが、今はまた利根川の土砂搬入をして、引き続き、施工をしております。本年度は、その続きから神宮寺と駒込の境界線までの130メートルとなります。平成26年度以降については、駒込から神宮寺まで951メートルとなります。

なお、これらの後背地への植栽もあわせて実施の予定でございます。

続きまして、資料はございませんが、口頭のみ報告とさせていただきます。基盤整備事業の進捗状況でございます。

初めに、万才Ⅱ期地区におきましては、政務報告でございましたとおり、整備工事が完了いたしました。5月17日に竣工式が挙行されたところでございます。

万力Ⅱ期地区におきましては、懸案でありました非農用地の売却先が選定され、干潟土地改良区理事会において、その承認をいただいたところでございます。現在は、年度内の契約に向けて、国の承認を取りつけるべく、干潟土地改良区と千葉県が協議を重ねているところでございます。

飯岡西部工区につきましては、現在、換地委員会により、その作業の取りまとめをしております。工区発表に向けて、鋭意努力中とのことでございます。

また、事業計画変更につきましては、5月に説明会を開催し、変更内容について組合員のご理解をいただき、現在、その同意取得を順次取りつけていると聞いております。

なお、飯岡中学校改築事業に必要な開発等の同意につきましても、この期間に合わせまして、今週末14日の地権者説明会を経た後、庶務課、農水産課で連携をとりまして、その取得を進める予定でございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、建設課からは、海岸の津波防波堤工事の計画のうち、海匠土木事務所が行う工事の監理についての進捗状況をご説明申し上げます。

資料は、A3横長の1枚の図面になります。右上に建設課と表示してございます。

この図面は、飯岡漁港からあさひ健康センター付近までの津波防護施設の工事の工区を示しております。工区割につきましては、今回の海岸防波堤工事、海岸の津波防護施設工事については、海岸管理者、千葉県の海匠土木事務所と保安林の管理者、千葉県北部林業事務所など、海岸を整備する主体ごとに工区割をしたほか、海岸の形状の違いにより工法も違いますので、それによって工区割を行っております。

海匠土木事務所の工区について、今後の計画を申し上げます。

土木事務所が実施する工区は、図面右から漁港のすぐ隣の第1工区、その隣の2-1工区、2-2工区、少し間をあけて5-1工区、5-3工区となっております。現在、平成25年度は、これら5つの工区についての詳細設計を実施しておりますが、また工事については2-1工区の一部区間が発注済みということです。今後、詳細設計が完了した後は、2工区から順次工事を発注していく予定だということでございます。

ここには5-3工区までしかありませんが、5-4工区から匝瑳市までの工区については、

今年の5月末に工区割の現場立ち合いを行っており、現在は、今後の計画について検討しているところでございます。

それから、工区の場所の説明と施工方法を申し上げます。

土木の1工区、みなと公園から屏風岬までです。これについては、現在、詳細設計をしながら検討中ということで聞いております。

続きまして、土木の2-1工区、これは1工区の隣から飯岡地区の矢指川の東付近までにつきましては、既存の傾斜護岸を利用した傾斜護岸の工事ということで伺っています。

それから、土木の2-2工区、これは三川の船曳場までにつきましては、やはり、既設の護岸を利用した直立護岸タイプの見込みでございます。

それから、土木の5-1工区、矢指ヶ浦の海水浴場の区間ではありますが、これは、直立護岸タイプの見込みであります。

それから、5-3工区、足川浜と十日市場浜の境からパークゴルフ場の中ほどまででございますが、これは、傾斜護岸の見込みであります。

なお、工事の完了につきましては、国の予算の状況もございますけれども、県のほうでは、平成27年度の事業計画終了を目標に計画を進めているということでございます。

以上です。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 都市整備課からは、被災者の住宅再建に関する意向調査の結果について報告をさせていただきます。

資料といたしましては、被災者の住宅再建に関する意向調査結果というものでございます。一般質問でもお答えしておりますけれども、改めて資料をもってご説明申し上げます。

この調査は、応急仮設住宅の更新手続きとあわせまして、今後の住宅の再建について応急仮設住宅入居者に対して意向調査を行ったものでございます。

まず、上段の表、問1でございますけれども、今後の再建の見通しについてお聞きしております。調査時全体で115世帯のうち、再建できるとお答えいただいた方が69世帯、そのうち、今年の5月中にできるとお答えいただいた方が30世帯、また、再建のめどが立たないとお答えいただいた方が46世帯でございました。

次の中段の表、問2は、問1で再建できるとお答えいただいた69世帯の方の再建方法の内訳でございます。住まいを新しく建設、購入、または修繕するなどでございます。

最後に一番下の表、問2-2は、問1で再建のめどが立たないとお答えいただいた45世帯

の今後の意向をお聞きしたものでございます。災害公営住宅を希望している方が35世帯、市営住宅を希望している方が11世帯でございました。

なお、今年の5月までに再建できない方につきましては、5月8日と5月15日に1年間の更新の手続きを行っております。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 所管課の報告は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時36分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 6 月 1 2 日（水曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 6 月 1 2 日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 4 号 工事請負契約の締結について

《付託請願》

請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願

議案第 3 号 国における平成 2 6（2014）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願

出席委員（8名）

委員長 景 山 岩三郎

副委員長 伊 藤 房 代

委員 林 一 哉

委員 林 正一郎

委員 林 俊 介

委員 佐久間 茂 樹

委員 向 後 悦 世

委員 島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（28名）

教 育 長 茅 田 哲 雄

病院事務部長 菅 谷 敏之史

社会福祉課長 加 瀬 恭 史

庶 務 課 長 横 山 秀 喜

環 境 課 長 新行内 弘

保険年金課長 加 瀬 喜 久

健康管理課長 野 口 國 男

子 育 て 支 援 課 長 山 口 訓 子

高 齢 者 福 祉 課 長 石 毛 健 一

学校教育課長 菅 谷 充 雅

生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石 嶋 幸 衛
病院総務人事課長	河 北 隆	病院経理課長	土 師 学
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	病院参事兼 施設課長	永 嶋 英 和
病院医事課長	片 見 武 寿	その他担当 職員	1 1 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変忙しい中、ご苦労さまでございます。

そして、委員の皆さん、職員の皆さん、梅雨の真っ最中でございますけれども、最初は晴れて暑く、ここ二、三日、じわじわ来ていますので、体に気をつけてください。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内で写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会します。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表し、ご挨拶を申し上げます。

日ごろより、委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日は、付託されました2議案、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第4号、工事請負契約の締結についてご審議をいただくこととなります。執行部より提案の2議案、慎重審議の上、いずれも可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、4月の人事異動後の初めての委員会でございますので、各課長から自己紹介をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） はい。

○教育長（埴田哲雄） それでは、まず最初に私のほうからでありますけれども、いつもご指導をいただいております教育長の埴田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○庶務課長（横山秀喜） 続きまして、庶務課2年目に入りました横山です。よろしくお願い

します。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院事務部長の菅谷です。引き続きよろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（加瀬恭史） この4月より社会福祉課にまいりました加瀬恭史です。よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（石毛健一） この4月より高齢者福祉課長になりました石毛でございます。よろしくお願いいたします。

○環境課長（新行内 弘） 4月からまいりました環境課長の新行内と申します。よろしくどうぞお願いします。

○保険年金課長（加瀬喜久） この4月から保険年金課のほうへまいりました加瀬喜久です。よろしくお願いいたします。

○体育振興課長（石嶋幸衛） 4月から体育振興課にまいりました石嶋です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（佐久間 隆） この4月から生涯学習課長となりました佐久間です。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（菅谷充雅） 学校教育課の菅谷でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（山口訓子） 私は子育て支援課のほうです。4月から担当になりました山口訓子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康管理課長（野口國男） 4月から健康管理課のほうに来ました野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○病院参事兼施設課長（永嶋英和） 従来どおり病院施設課長を継続しています永嶋です。よろしくお願いいたします。

○病院経理課長（土師 学） この4月から病院経理課長になりました土師です。よろしくお願いいたします。

○病院総務人事課長（河北 隆） 病院総務人事課長河北です。引き続きよろしくお願いいたします。

○病院医事課長（片見武寿） 病院医事課長の片見と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、議案第4号、工事請負契約の締結についての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、議案第1号のほうですけれども、健康管理課が所管いたします補正予算の説明をさせていただきます。本会議のほうでご説明いたしましたけれども、改めてご説明させていただきます。

補正予算書のほう、9ページをお願いしたいと思います。

歳出のほうですけれども、4款1項2目予防費の説明欄1感染症予防対策事業であります。275万円の増額補正ですけれども、現在、首都圏を中心に大流行しております風疹の緊急対策といたしまして、ワクチン接種に対する費用の助成でございます。風疹抗体を持たない妊婦が感染した場合、生まれてくる赤ちゃんへの影響が懸念されております。妊婦と赤ちゃんの健康を守るための緊急対策として実施するものであります。接種日現在20歳以上49歳以下の妊娠を予定または希望している女性、そして妊婦の夫を対象とするもので、助成額は風疹単独ワクチンが3,000円、麻疹風疹混合のMRワクチンが5,000円をそれぞれ1人1回助成するものであります。

この事業にかかります歳入のほうですけれども、補正予算書のほう、7ページにかえていただきまして、14款県支出金、2項3目衛生費県補助金の説明欄1ですけれども、風しんワクチン接種緊急補助事業費補助金は、歳出のほうで計上いたしました風しんワクチン接種費用助成金275万円の2分の1、137万5,000円を計上いたしました。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議

決について、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

国の緊急経済対策といたしまして、理科教育設備充実を図るため、理科教育設備補助金が平成24年度補正予算で100億円が計上されました。それに伴いまして、市内小学校、中学校20校分の理科教材備品整備を行うため補正をお願いするものでございます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、歳入は、13款国庫支出金、2項5目教育費国庫補助金、2節小学校費国庫補助金、説明欄1の学校教育設備整備費等補助金は700万円を計上しております。これは中央小学校を除きます14校掛ける50万円で700万円を見込んだものでございます。

なお、中央小学校につきましては、国の補助対象の基準を超える理科備品が整備されているため国の補助対象とはなりません、児童数が多く、また理科室も2教室ございます。したがって、実際にはまだ不足する理科備品も多く、他の学校と同様に100万円の整備をお願いするものでございます。

同じく、すぐ下の3節中学校費国庫補助金、説明欄1の学校教育設備整備費等補助金は、中学校5校掛ける50万円で250万円を見込んでおります。

続きまして、補正予算書の10ページをお願いいたします。

10款2項2目、説明欄1の小学校教材備品等購入事業1,500万円は、小学校15校の理科備品の整備をお願いするものでございます。

補正予算書11ページの中段になりますけれども、3項中学校費、2目、説明欄1中学校教材備品等購入事業は、中学校5校分500万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、緊急スクールカウンセラーの配置事業でございます。

すみません、また再度7ページにお戻りいただきたいと思います。

13款3項3目、説明欄1の緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金は201万3,000円の歳入を見込むものでございます。これは、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、保護者や教職員への助言や支援等、児童生徒が安心した学校生活を送ることができるよう教育相談体制の整備として、国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業により、飯岡小学校、三川小学校、矢指小学校、富浦小学校、飯岡中学校に派遣いたします。また、今年度は共和小学校、嚶鳴小学校にも転校等によりまして対象の児童がおりますので、スクールカウンセラーを派遣可能なように国へ要望しております。

またすみませんが、10ページをお開きいただきたいと思います。

10款2項2目、説明欄1の小学校スクールカウンセラー配置事業は106万3,000円の補正を

お願いするものでございます。

11ページの中段でございますけれども、3項2目、説明欄1の中学校スクールカウンセラー配置事業は44万8,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号、学校教育課所管の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 2点ほどお伺いしますが、1点目は風疹ワクチンですけれども、風疹ワクチンの助成をするということでありますが、抗体を持たない年齢層の方々に対して助成をするということでありまして、逆に抗体を持っている年齢というのはどのくらいの年齢層が抗体を既に持っているというふうになるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それともう1点ですけれども、小学校、中学校のこの教材備品等購入事業ですが、理科教材備品を購入するということですが、具体的にはどういったようなものを購入しようとしているのかお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、抗体を持たないということですが、まず、今回対象といたしました20歳以上49歳以下の方、それ以外の方は持っているということで承知しておりますけれども、それと、特にこの予防接種につきましては、定期の予防接種、いわゆる厚生労働省が法律で決めてあります定期の予防接種、この風疹についてはいろいろ変わっておりまして、その変わった年代が今爆発的に感染しているという状況であります。そして、現在34歳から51歳までの集団接種は女子が1回のみだったんです。ですので、男子は接種しなかったということになります。ですので、34歳から51歳までの男子は非常に抗体を持っていないと言われております。そして、25歳から34歳まで、これも集団接種から個別の接種に変わって接種率が激減したというそんなことが言われております。そしてまた23歳から25歳ですけれども、幼児期に1回の接種しかなかったというようなことがありまして、そういった方々については抗体が非常に少ないのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） この内容でございますけれども、実は国のほうで理科教育の設備整備費等の要綱が出ておりまして、その中に一覧がございます。それで、実は今回学習指導要領が変わりまして、特に理科につきましては時数も増えておりまして、実験・観察を重視するというような国の方針が出されておりまして、それに基づきまして各学校で実験・観察を中心に必要な備品を買うようにということで、重点項目の一覧が出ております。

見ますと、小学校につきましては、数えますと、例えば上皿てんびん、電子てんびんとか記録温度計とかさまざまな計量器一覧、あるいは実験機械器具一覧とか、あるいは標本とかさまざまな種類、模型等がございます、小学校につきましては一応30品目重点課題という形で示されております。また、中学校につきましては、同様に計量器等その他全部で105品目ほど具体的な例示品名がございます、その中から各学校の状況に応じて、あるいはその学校に備えられている備品等を考慮して重点的にそろえていただきたいと、このようになっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 風疹ワクチンについて再質問をさせていただきますけれども、ちょっと勉強不足で分からない点を教えていただきたいということですが、20歳以下の若い方々についてはもうワクチンのほうは接種済みということですか。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） そのとおりです。20歳未満の方は定期接種をされているということです。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、議案第4号、工事請負契約の締結について補足説

明を申し上げます。

本議案の契約関係につきましては、本会議におきまして財政課長から説明しておりますので、子育て支援課より、（仮称）飯岡地域統合保育所建設工事（建築・外構）の概要について補足説明いたします。お手元に参考資料を配付させていただきましたので、この資料に基づきまして説明をさせていただきます。

工事につきましては、平成26年3月末に完成、4月に開所を予定しているところでございます。

なお、この施設の概要につきましては、2月の全員協議会でお示しいたしましたとおりでございますが変更はありませんが、各保育室等の面積につきましては、実施設計の段階で少しだけ面積の変更がされておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

それでは、主に園舎と外構について説明をさせていただきます。

表紙の1ページでございますが、統合保育所のパース図でございます。

これは南方向から見た完成予想図になります。屋上には出力18キロワットの太陽光発電設備を設置し、環境に配慮した施設となっております。また、屋上を津波避難スペースとして利用いたしますので、住民の方も避難される手段として、図面の右側になりますが、スロープを設けてございます。当初、階段で計画しておりましたが、スロープに変更させていただきました。

次に、2ページをご覧ください。園舎1階の平面図になります。

図面の右が南側となります。先ほどのスロープはこの右上の部分にございます。部屋の配置につきましては、現場保育士の意見などを聞き、園児の安全と保育士の視界、動線を配慮したものいたしました。また、保育室等の面積につきましては、県の基準をクリアしております。保育室は南側に配置して、採光、通気、換気など快適性を十分配慮し、トイレは保育室から直接利用できるようにいたしました。南側手前から事務室、一時保育室、ゼロ・1歳児室、2歳児室となっております。園児や保護者の方が出入りする南側にはウッドデッキを設置いたします。遊戯室はこの園舎の中心に配置しまして、日常的に園児が集まり、活動できる空間とし、発表会等のイベント時には保護者の方が左側の入り口から、この左側のウッドデッキの所からですが、ここから直接遊戯室に出入りできるようにしました。また、給食は遊戯室の下の所にランチルームと括弧書きしてありますが、この遊戯室の一部をランチスペースとして活用し、3歳児以上の園児はここでみんなで食事をするようになります。好き嫌いをなくす食習慣を身につけることができると考えています。調理室は左側になりま

すが、遊戯室のそばに配置して、園児と調理員のお互いの顔が見えるようにしました。調理の様子や食材を見せることで園児の食育につながるものと考えています。

次に、3ページをご覧ください。園舎2階の平面図になります。

2階は3歳、4歳、5歳児の保育室になります。保育室は1階と同様に全て南側に配置しており、手前から3歳児、4歳児、5歳児室となっております。また、2階から園児が直接遊戯室に出入りできるように、図面ではほぼ中央部分の所になりますが、ここに階段を設けております。また、障害のある児童に配慮し、車椅子も利用できるエレベーターを、図面では階段の手前あたりになりますが、設置いたします。

次に、4ページをご覧ください。外構図になります。

駐車場につきましては、図面の左、北側になりますが、送迎用として、支所の駐車場も利用して約20台の駐車スペースを設けました。南側の園庭にはプール置場と遊具を設置し、グラウンド部分はグリーンダスト舗装として透水性のよいものにしております。また、このスロープの下には屋外トイレを設置し、運動会等でも利用できるようにしました。植栽については、支所にある樹木の一部を移植して活用いたします。

工事の概要は以上でございますが、今後の予定といたしましては、今月中に機械・電気設備工事の入札を執行するほか、平成26年3月末の完成を目指して取り組んでまいります。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、お手元の資料を配付してございますけれども、水色の用紙でございます。

これにつきまして、毎年実施しておりますきれいな旭をつくる会の事業で、海岸清掃でございます。本年度は7月7日日曜日午前8時から9時まで実施をいたします。清掃場所につきましては海岸線地区の一带、旭地区は13区、飯岡地区14区でございます。地区名につきましては、その裏面に記載されております。収集物につきましては海岸線に散乱しているごみ。昨年度の実績について申し上げます。参加者は昨年は1,502人、収集量が4.6トンでございました。この事業につきましては、平成18年度からきれいな旭をつくる会の事業として実施しております。

また、住民への周知につきましては、該当する区長さんを通じ、チラシ及び収集袋を配布してございます。また、当日午前7時に防災無線でお知らせをいたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、病院から2点ご報告させていただきたいと思います。

私からは、まず1点、資料をお配りしてございますので、よろしくお願いします。

まず1点目は、旭中央病院の開院60周年記念式典の開催についてでございます。

議会の皆様方のご支援によりまして、当病院もおかげさまで今年開院60周年を無事迎えることができます。これを記念いたしまして、10月5日土曜日に記念式典の開催を予定しております。記念式典は午後2時ぐらいから開催を予定しておりまして、記念式典、その後、1時間弱程度の記念講演、その後、病院の本日ご視察をいただきます職員食堂におきまして記念祝賀会ということで、一応三本立ての内容で現在詳細を詰めているところでございます。議員の皆様方につきましては、8月初旬ぐらいにご案内状を差し上げる予定をしておりますので、10月5日ということでぜひご出席を賜りますよう、本日お願いをしたいと思います。

私からは以上です。続いて、担当課長から。

○委員長（景山岩三郎） 病院参事兼施設課長。

○病院参事兼施設課長（永嶋英和） それでは、私のほうから、今日資料多くて、一番最後の資料でございますが、旭中央病院再整備事業進捗状況と医師宿舎新築事業スケジュールをご覧くださいと思います。

上の部分、再整備事業、これは解体工事2期工事のスケジュールでございます。既に第1期が終わりまして、第2期工事として、これは実は元4号館、旧神経科棟、旧リハビリ棟、旧職員食堂、旧透析棟の約6,162平米の解体工事でございます。上物に関しては6月で終了ということで、7月から10月に関しては外構工事、緑地帯をつくったり、解体後の駐車スペースを駐車場、これは透水性とか雨の関係がございまして、砂利敷きの駐車場を考えております。最終的には今年10月に終了、完了ということでございます。

次に、下の欄でございますが、これに関しては医師宿舎新築工事ということで、今現在、既に確認申請、一団地等の申請を、書類を作りまして県等と打ち合わせをしております。許可が下り次第、7月から8月にかけて工事業者の入札、契約を締結しまして、順調にいけば8月中旬から18か月、工事をしたいと思っております。完成は平成27年2月末を予定しております。その後、3月から引っ越しということで、4月の新しい医師等に万全な形で進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、社会福祉課から2点、ご報告させていただきます。

初めに、去る4月8日、海上保健センター内に旭市こども発達センターを開設いたしました。この施設は、落ちつきがないとか、友達とうまくかかわれないなどの心身の発達に心配のある未就学児の成長を積極的に支援するために、1日当たり10名を限度に受け入れをするものです。週に5日の利用が可能です。現在8名のお子さんが利用されておりまして、週に2日利用されている方が2名、週に1日利用されている方が5名、不定期の利用者が1名であります。

また、指導の内容ですが、日常生活における基本的動作を習得させるため、保育士及び看護師の資格を持った指導員の配置をしております。また、定期的に言語聴覚士や作業療法士などを配置しまして、集団生活に適応できるように対応していくものであります。

続いて、旭市福祉作業所における過払い賃金の返還についてご報告いたします。

NPO法人手をつなぐ育成会は、心身障害児のための2つの事業を行ってまいりました。1つは、平成元年に開所いたしました旭市福祉作業所の管理運営を平成18年より市から指定管理を受けまして運営してまいりました。2つ目は、平成22年から障害者自立支援法に基づく指定就労継続支援B型事業所、名称をあじさい工房と言いましたが、お弁当を作る事業を県から指定を受けて行っていました。

このたびは、最初の1つ目の福祉作業所における過払い賃金の返還についてであります。NPO法人旭市手をつなぐ育成会の前会長が、親族の臨時職員2名に対する賃金について、平成19年11月から平成24年3月までの間、福祉作業所への勤務実態を上回る勤務日数で賃金を計上し、実績報告を行っていました。このことは法人の内部調査により判明したものです。結果としまして、本来、各年度ごとに指定管理料の返還となるべきものが行われていませんでした。このことについてはその親族も認めておりまして、旭市手をつなぐ育成会の現在の会長へ全額返還されまして、先月の5月28日に旭市に返還されたものです。返還金額は363万8,744円になります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、庶務課のほうから、飯岡中学校改築にかかわります飯岡西部土地改良事業の進捗状況について、伺っている範囲でご報告させていただきます。

飯岡西部工区につきましては、現在、換地委員会によりその作業の取りまとめをしております。まして、工区発表に向けて鋭意努力中とのことでございます。

また、事業計画変更につきましては、5月に説明会を開催し、変更内容について組合員のご理解をいただき、現在、同意取得を順次取り付けていると聞いております。飯岡中学校改築事業に必要な開発行為等の同意につきましても、この期間に合わせ、今週末14日に地権者説明会を行った後、農水産課と庶務課で連携し、その取得を進める予定でございます。

なお、昨日の建設経済常任委員会においても農水産課より同様の報告をしたということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 所管課の報告は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席をしてください。

しばらく休憩をいたします。そのまま自席でお待ちください。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時47分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、国における平

成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第2号について審査に入ります。

紹介議員であります島田和雄議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（島田和雄） それでは、まず最初に、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願ということで、請願の趣旨について朗読ということでお願いさせていただきます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において平成23年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24年度は新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。

しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては40人学級や教職員定数が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

○委員長（景山岩三郎） では、続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、今回、毎年提出しているわけですがございますけれども、この義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願でございまして、これは千葉県各市町村教育委員会連絡協議会あるいは教育長の協議会、県のPTAの連絡協議会、あるいは県の小学校長会、県の中学校長会、ほか千葉県の教育界を代表する22の団体で作る子供たちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連合会の会長名で採択を

求められた請願でございます。この会長の浦安市の小比類巻勲氏でございますけれども、この方は浦安市の教育委員長でございまして、千葉県市町村教育委員会連絡協議会の会長でございます。また、過日、教育長からお聞きしましたところ、これから何か全国の会長にもなるということをお聞きしております。

いわゆる未来を担う子供たちの健全育成をつかさどるこの学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保が必要不可欠と考えます。その財源措置として教職員にかかる経費の3分の1を国が負担する制度、これがいわゆる義務教育費国庫負担制度でございますけれども、この負担の割合につきましては、これは恒常的な措置ではなくて、制度そのものが廃止される可能性も残っております。さらに、事務職員、学校栄養職員を国庫負担から外しまして一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれております。

全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤がこの義務教育費国庫負担制度であると考えますので、こうした点からもぜひ採択をお願いしたいと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、続いて、請願第3号について紹介議員であります島田和雄議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（島田和雄） それでは、請願第3号の国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の説明を行います。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の水準や機会均等を確保することが国家の基盤になると考えます。

貴議会におかれましては、この精神にのっとり、ご尽力いただいていることに敬服いたします。特に通学路の安全点検の実施により子どもが安心して登校できる道路交通環境の整備や、子供たちにきめ細かな指導と学力の向上を図るための教諭補助員全校配置など、多大なるご支援をいただいております。また、旭市学校いきいきプランの事業継続により幅広い教育活動を支援していただけるとともに、子どもたちの充実した教育環境を整え、個性を伸ばし可能性を広げる大きな機会になり得ると確信します。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しか

しながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成26年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと思います。

1. 震災の復興教育支援事業の拡充を十分に図ること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算を拡充すること
5. 保護者の教育費負担を軽減するために、現行高校授業料実質無償化制度を堅持すること
6. 子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること
7. 危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
8. 子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、今回の請願につきましては、先ほどの請願と同一団体からのものとございます。県下の教育関係団体がともに採択を求めているものとございます。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童生徒の学力向上に直結することとございます。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費の負担の軽減に向けての取り組みや就学援助予算の拡充を求めることは非常に重要なことと考えております。特に教科書の無償制度につきましては、経済状況からだけでなく、教育

を受ける権利が等しく保障されていることから維持していかなければならない制度と考えております。

また、一昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災を受けての安全・安心な学習環境を保障するためにも学校施設のさらなる整備が必要であると考えます。

こうした点からも、国に対しましてのこの本請願の採択をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。何かございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

ご苦労さまでした。

しばらく自席で休憩をいたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時 5分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第2号について、ご意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について、ご意見がありましたらお願いをいたします。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 上から何行目か、旭市学校いきいきプランの事業継続によりと、ここまでのこの請願者の人は把握してくれているわけなのかね。だってこれはあれでしょう、旭市独自のあれで、ほかの小・中学校はないものですよね。だからこれはすばらしいなと思って、ただそれだけの意見です。

○委員長（景山岩三郎） じゃ、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（景山岩三郎） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長（景山岩三郎） 初めに、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（伊藤恒男） それでは、請願第2号の意見書案につきましてご説明をさせていただきます。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）をご覧ください。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 請願文書のあれとだいぶというか、内容は一緒なんでしょうけれども、

ちょっとよくきちっとまとめられているんですけども、向こうで作られてきたんですか、こっちで作ったんですか。

(発言する人あり)

○委員(佐久間茂樹) それだけです。

○委員長(景山岩三郎) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、請願第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(伊藤恒男) それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

お手元の意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書(案)

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、学習指導要領の移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成26年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

・震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること

- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために現行高校授業料実質無償化制度を堅持すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 事務局の説明が終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

意見がございましたらお願いします。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 意見ではないんですけれども、さっき上から13行目の移行による授業時数と時間とどちらが、事務局長は「時間」と言ったんですけれども、これは「時数」です。

（発言する人あり）

○事務局次長（向後嘉弘） 先ほども言いましたように、この文面につきましては相手から来たやつ意見書のあれですので、すみませんが、旭市のほうでは特に直してございません。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第3号の国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時14分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 景山 岩三郎

総務常任委員会

平成25年6月13日（木曜日）

総務常任委員会

平成25年6月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 号 専決処分の承認について
- 議案第 6 号 専決処分の承認について
- 議案第 7 号 専決処分の承認について
- 議案第 8 号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長	木内 欽市	副委員長	伊藤 保
委員	高橋 利彦	委員	柴田 徹也
委員	太田 将範	委員	飯嶋 正利
委員	大塚 祐司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊介

説明のため出席した者（20名）

副市長	加瀬 寿一	秘書広報課長	堀江 通洋
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	米本 壽一
企画政策課長 兼被災者支援室長	伊藤 浩	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課 主幹	大木 廣巳

会計管理者 宮 應 孝 行
監査委員 田 杭 平 三
局長

消 防 長 佐 藤 清 和
その他担当 9名
職員

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男
主 査 榎 澤 茂

事務局次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 1分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで委員会を開会する前、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますのでご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

昨日、今日と、本格的な梅雨らしくなってうっとうしくなってきました。委員の皆様方には健康に留意されまして、17日の最終日にはよろしくお願いしたいと思います。

本日、付託いたしました一般会計補正予算を含む6議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代える次第でございます。

木内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたしますのは6議案であります。

議案第1号、旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第3号、工事請負契約の締結について、災害公営住宅建設工事の2議案、議案第5号から第8号までの専決処分の承認の4議案であります。議案第5号は平成24年度旭市一般会計補正予算、議案第6号は旭市市税条例の一部改正、議案第7号は旭市都市計画税条例の一部改正、議案第8号は旭市国民健康保険税条例の一部改正であります。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対し、簡潔明瞭に答弁するように努め

てまいる所存でございます。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は、人事異動後、初の委員会でございます。それぞれ担当課長の紹介をさせていただきたいと思います。委員長、自己紹介で順次行いますので、許可のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、自己紹介という形でよろしくお願いいたします。

○総務課長（米本壽一） 総務課長の米本壽一です。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 企画政策課長の伊藤です。よろしくお願い申し上げます。

○財政課長（加瀬正彦） 財政課長の加瀬です。引き続きよろしくお願いいたします。

○税務課長（佐藤一則） 税務課長の佐藤です。よろしくお願い致します。

○秘書広報課長（堀江通洋） 秘書広報課長の堀江と申します。よろしくお願い致します。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課長の林です。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（田杭平三） 監査委員事務局長の田杭です。よろしくお願いいたします。

○消防長（佐藤清和） 消防長の佐藤です。よろしくお願い致します。

○会計管理者（宮應孝行） 会計管理者の宮應です。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、工事請負契約の締結について、議案第5号、専決処分の承認について、議案第6号、専決処分の承認について、議案第7号、専決処分の承認について、議案第8号、専決処分の承認についての6議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 本会議で既に補足説明を申し上げておりますので、その内容のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 8ページの災害復興基金繰入金の3,000万円ですが、この基金の平成24年度末の残高と現在の額をお示しいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 災害復興基金の24年度末の残高でございますが、8億850万4,000円でございます。

それと、今回、取り崩しによりまして、残高は7億7,850万4,000円となるものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 災害公営住宅の建設に係る契約案件でございます。これは、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 5号につきましても、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第6号、旭市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明申し上げましたが、改めて何点かご説明いたします。

1点目は、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から、延滞金の利率の引き下げを来年1月1日から行うものでございます。

具体的には、現在の金利水準、平均貸出約定金利を1.0%とした場合なんですが、延滞金は現行の14.6%を9.3%、納期限後1か月以内の場合、現行4.3%を3.0%に引き下げるものです。

2点目は、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、住宅ローン控除の対象期間について平成26年から平成29年末まで4年間延長したものでございます。

3点目は、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例措置を旭市では税法どおり3分の2としたものです。

以上が主なものでございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 延滞金の金利というのは、何をベースに決めているんですか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 日本銀行の11月末現在の市中の貸出金利です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 日本銀行の市中の貸出金利ということなんですが、日銀で貸し出しするのに9%も取っているんですか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 詳しく話をしますと、特定基準割合というのがございまして、特定基準割合プラス7.3%というような決まりになりました。それで、特定基準割合というのは、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月から前年9月における平均というような、ちょっとわかりづらいんですが、その平均をとっているというようなところでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 議案第7号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりですが、議案第6号でご説明したとおり、管理協定倉庫に関する規定を都市計画税にも適用する旨、規定したものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第8号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、本会議でご説明いたしましたが、1点だけご説明いたします。

国保加入世帯の中には、特定世帯というものがございまして、これは、2人世帯で1の方が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った世帯のことを言います。この世帯に関しましては、現在、平成20年度から24年度の5年間、平等割額を2分の1に軽減する措置が講じられておりますが、平成25年度からは軽減割合を4分の1に縮減し、3年間延長する

ものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、工事請負契約の締結について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第5号は承認することに決しました。

議案第6号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

議案第7号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

議案第8号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 各課の所管事項の報告の前に、私のほうから1点、ご報告申し上げます。

地方公務員の給与削減要請について、旭市の対応を説明させていただきます。

給与削減については、皆さん、ご承知のとおり、国が震災復興のため、国家公務員の給与を減額したことに合わせ、地方公務員も給与削減を行うよう要請しているもので、平成25年7月から開始するようにとのことです。そして、今年度の地方交付税から給与削減分を減額したとのことです。

国からの要請ではありますが、全国市長会、千葉県市長会がそれぞれ削減に反対する決議を行っております。また、千葉県市長会、千葉県町村会では、地方交付税の一方的な削減措置は容認できず、今後行われまいとも求めているところです。

こういう経緯のある中、現在把握している県内の状況でございますが、減額を実施しないとした団体は、浦安市、野田市、館山市の3市、減額を実施するとした団体は富里市、横芝光町など12市町、方針は現状未定ではありますが、7月開始の削減は見合わせるとした団体は習志野市、その他団体は方針を検討中というふうに聞いております。

このように、各団体の対応はそれぞれ分かれている状況でございますが、千葉県市長会での反対の決議に旭市も同意しております。また、本市は被災地でもあります。震災復興、市民のために職員が懸命に働いていることもございます。

このようなことも踏まえ、減額を実施するか、しないかは、今、慎重に検討しているところでございます。そのため、この6月議会での給与減額に関する条例の上程は見合わせたところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。ほかに。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） お配りしてある資料の中に、千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金収支というA4横長の細かい数字の入った表をご覧いただきたいと思います。

この件につきましては、大塚議員さんの一般質問でお答えした件でございます。大塚議員さんからの質問は大きく分けて5点ありましたが、本日は3点に絞ってご説明を改めてしたいと思っております。

この表は、真ん中に太い線がありまして、左側半分が当該年度の収支、右半分が昭和30年以降ずっと続いている、これは平成23年が一番下ですので、56年間分のトータルの数字というものであります。

3点、ご説明申し上げたいと思います。

まず1点目ですけれども、昭和30年度から加入している総合事務組合に納めた負担金と受け取った退職手当の累計収支です。一般行政というのは市役所だと思ってください。中央病院は、もちろん病院です。表の一番下が平成23年度の数字です。これは、確定している数字です。一番右側が56年間のトータルの積み上げた数字であります。

一番右側に、三角マークの28億5,000というのがあります。これが旭市役所は三角マークですので、受け取った金額のほうが多いという意味の三角マークであります。

病院のほうは、大塚議員さんは何度も言っていますけれども、102億円を納めた額のほう

が多いということです。旭市全体としては73億8,800万円が納めた金額のほうが多いという意味の表であります。

2点目です。中央病院が仮に独立行政法人に移行した場合、総合事務組合を脱退した場合の精算額の見通しというのを、大塚議員さんもかなりこだわりのありましたので、もう一度、ここでご説明申し上げたいと思います。

実は、総合事務組合の精算額の算出というのは、負担金の額をまず出します。この負担金は、この表で言えば、真ん中線の右側の一般負担金と特別負担金と調整負担金の合計の金額になります。この合計をしますと、端数は幾らか違うんですけども、342億円という数字が出てきます。その342億円から一般負担金の一番下、329億円ですから、その10%、1割を引いてくださいということになっています。そうしますと、32億円という数字が出てきます。さらに、受け取った退職手当268億5,200万円という数字がここが一番下にあると思いますけれども、それを引いた額40億9,500万円になるんですけども、それは旭市として全体で抜けてしまった場合には、この金額になりますという計算です。

その後、あらかじめ定められました係数というのがあります。割合があるんです。市役所分が幾ら、中央病院分が幾らという係数が決められております。その中央病院の係数というのは約55%、0.5513927と、いっぱい長い数字なんですけれども、そういった数字を掛け算しますと、40億9,500万円に今の55%を掛けますと、中央病院精算金は22億6,500万円と、これは大塚議員さんにお答えしましたが、ここで数字が出てくるわけです。

なお、これもお答えしましたが、仮定の話をしますと、中央病院が単独で加入したならば、精算金は83億円という数字が出てくるわけです。これを大塚議員さんが何度も、そんな不合理なことはないでしょうということを言っているわけです。

最後に3点目です。中央病院の脱退が1年おくれるごとに精算金がどのくらい減るのかというご質問もございました。

これが一番複雑な話でありまして、基本的には精算額は増えるということになるんですけども、それ以上に納める負担金と受ける退職手当の差の方が大きいものですから、おくれるごとに損をするという状況になるわけです。

しかし、総合事務組合は、旭市のように、こんなに73億円もプラスになっているという団体に対しては、60億円を限度としまして減免措置というものを設けたわけでありまして、ここで具体的に申し上げますと、一番下に、73億円を引き算して納めていると。これは、平成24年度の確定数字になりますと、恐らくですけども、約80億円になるはずなんです。60億円

の上限を決めましたので、80億円になった旭市は、そこに差が20億円あります。20億円ありますので、次の年の負担金は、ここで18億円、単年度収支の一番左下、合計18億5,600万円という数字を全部免除しましょうと、こういう制度になったわけです。これは決まったわけなんですけれども、そうしますと、平成25年度の数字から変わってくると、こんな状況になるわけです。

この制度が、病院にとってどのくらい改善になるのかということにつきましては、今は仮定の話をしてしまっていますので、平成24年度の数値が改めて確定してきますので、その後、またさらに検討していきたいと思っております。

実は、きのう、総合事務組合に行って、こんな制度ではなくて、もっと改善をお願いしますということも要望してきました。今後も働き続けるということをやっていききたいと思いますので、本件の説明は以上とさせていただきたいと思います。

続きまして、ちょっと厚くなっているもので、旭市津波避難計画という冊子があると思います。これは、平成25年、今年の3月に策定いたしました計画であります。少し時間をいただいて、ご説明申し上げたいと思います。

表紙があって、目次があって、1ページ目をご覧くださいと思います。

この計画につきましては、災害対策基本法で義務づけております地域防災計画の中で触れられておりまして、津波避難対策を具体化したものということであります。

1番に、計画の目的ですけれども、津波が発生した直後から津波が収束するまでの間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための計画だというふうにうたっています。

2番目に、津波の想定ですけれども、これにつきましては、千葉県が平成24年度に発表しました予測図のうちの津波高10メートルと、そういった高さを想定しているというものであります。

なお、この計画をつくった県内の状況でありますけれども、対象が海沿いですので27市町村あります。そのうち旭市を含めまして、まだ7市町村が策定したと、そんな状況であります。

めくってもらいまして、2ページをお願いしたいと思います。

2ページの色つきの地図は、浸水想定区域であります。

3ページにつきましては、対象区域を区の単位に示してあるということでございます。

4ページをお願いします。

4ページにつきましては、避難拠点の指定である津波避難ビルだとか避難場所を示したも

のであります。

5 ページをお願いしたいと思います。

5 ページにつきましては、避難路の指定であります。設定の条件をここに記載し、避難路は、次の6 ページ、折ってあるA 4の横長のものですが、ここに12路線を指定してあるというようなものでございます。

それから、飛びまして8 ページをお願いしたいと思います。

8 ページにつきましては、市の職員の初動体制を定めました。そういったものであります。少し飛びまして11ページをお願いしたいと思います。

11ページから14ページまでにつきましては、津波情報の伝達及び避難勧告・避難指示の発令について記載したものでございます。

また、飛んで15ページをお願いしたいと思います。

15ページにつきましては、自らの行動に制約のある災害時要援護者や海水浴客、釣り客などの観光客等の避難対策を示してあるものであります。

16ページをお願いします。

16ページにつきましては、津波に対するソフト部分です。防災教育だとか、広報、啓発、訓練の実施、こういったことを策定したものであります。

17ページの裏面ですが、避難者カードのひな型をここに記載してございます。このひな形につきましては、九十九里沿岸の市町村と共通の様式になっております。

次のページからは、地域住民編となっております。地域住民編では、津波に関する知識を身につけるための情報を示したり、既に全戸に配布してあります津波ハザードマップにも同じ内容を記載してあります。

なお、関連しまして、地域防災計画も前年度の3月に完成しております。この防災計画につきましては、事務局を通じまして議員さんにお配りしたいと思いますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

早くて申し訳なかったですが、以上で津波避難計画についてのご説明を終わりにしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。ほかに。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうから3点についてご説明申し上げます。

まず、定住促進奨励金の交付についてでございます。

この要綱は第10条ということで10条から成っておりますが、交付に対する要件につきまして表紙に書いてあります。ここについて、ご説明申し上げます。

まず、要件ですが、平成24年1月1日以後に住宅を取得しているということが、まず条件です。

それから、2番目といたしまして、住宅の取得と転入の日との間に1年以上の期間がないこと。要は、1年未満ということです。こういう条件になっています。

それから、3番目といたしまして、転入の日から起算して過去3年以上、旭市の区域以外に住所を有していることということです。

4番目といたしまして、交付申請時におきまして、旭市に定住していること。

5番目といたしまして、世帯全員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

それから、6番目ですが、過去に当該定住促進奨励金の交付を受けていないことというのが、まず条件です。

下に、黒ボチで二つあるんですが、まず、住宅を最初に取得したという場合、3年以上、市外にいまして、住宅を平成24年1月1日以降に取得しましたと。取得というのは、建築であつたり、それから購入があるんですが、その購入等から1年未満に、要は転入手続き、住民票の移動が必要です。さらには、その転入から5年以上、旭市に居住していただきたいということです。

それから、下のボチですが、これは、転入が先の場合です。3年以上、市外にいまして転入しましたと。転入日から1年以内に住宅の取得ということが条件になります。それで、これは同じなんですが、取得から5年以上、旭市に居住してくださいということであります。

続きまして、復興交付金についてご説明申し上げます。

5月21日、第6回の申請を行いました。この事業内容につきましては、津波避難道路が2本、横根三川線、椎名内西足洗線。それから3番、4番ですが、復興まちづくり支援施設整備事業ということで、まず、旧いおか荘の屋上への避難施設です。それから、1階部分の防災教育施設ということで、被災祈念記録紙展示等の施設としまして2事業を予定しております。

それから5番目ですが、防災まちづくり拠点施設整備事業、これは文化の杜のほうに防災倉庫の設置を予定しております。

それから、6番目ですが、災害公営住宅整備事業、これは追加分ということで、追加申請

してございます。これは、今まで第2回、第4回、第5回を合わせまして9億3,127万3,000円の交付決定がされておりまして、そこに追加して、今回の2億587万6,000円の追加ということです。

以上です。

続きまして、旭市のイメージアップキャラクターあさピーにつきまして、ご説明申し上げます。

4月6日に開催されました袋公園桜まつりにおきまして、あさピーのお披露目を行いました。当日は、多くの子供たちとふれあいながら写真撮影を行い、来園されました皆様から好評をいただいたところであります。

5月1日に、旭市ホームページにあさピーの紹介コーナー、あさピーアール部を開設いたしました。掲載内容につきましては、プロフィール、それから、いろいろな所で活動したという活動記録等を紹介したり、旭市のイメージアップキャラクターデザインの使用取り扱い要領等を掲載しております。

現在、市内の菓子店2店からデザインの使用の申請を受けております。今後は、各種イベントに出向くなど、効果的に活用しながら、旭市のイメージアップを図っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、災害公営住宅の関係で、募集の時期につきまして簡単にご説明したいと思います。

今回、議会の契約案件ということで、これが承認されましたら、正式に契約となります。

それ以降なんですけれども、できるだけ早い時期ということで、7月、8月に入居の準備を進めていただけるように対象者にはご説明を申し上げて、8月中旬以降、正式に受け付けを行うことで準備を進めていきたいと、そのようにうちのほうとしては考えておりますので、その辺、もし聞かれましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） それでは、所管事項の報告ではございますが、何かお聞きしたいこと

がありましたら、お願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、何点かご質問しますが、1点ずつ区切って質問します。

まず、定住促進奨励金の関係でございますが、かなりこの奨励金の交付が厳しいと思うんです。私は、もっとこの条件を緩めていいと思うんです。ということは、ここに定住するということは、土地を買って家を建てるということでしょう。ですから、そういう中で、早い話が旭市にいる、アパートに住んでいれば、その方でも土地を買って家を建ててれば、出していいと思うんです。そうしますと、旭市にちゃんと固定資産税を含めていろいろな税金が入ってくるでしょう。ですから、一日でも、アパートに住んででもいいと思うんです。あまり条件を厳しくしますと、例えば、町村境です。例えば、今、干潟あたりに住んでいる人は、旭市があまりに条件が厳しいと、八日市場で同じ条件を出したら八日市場に行ってしまうと思うんです。学校の関係も何もないでしょう。そういう中で、私は、もっと緩めていいと思うんですが、その辺、どういうふうに考えているのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 確かに、今始まったばかりということで、中を見て、伊藤保議員さんからも一般質問の中であって、本当に来てから、旭市に住んでいて長く住みたいという人まで救ったらどうかということです。

ともかく4月から始まったばかりです。今現在、交付決定が4件、今現在申請中が2件、あと2件の問い合わせが来ています。この2か月で約7件ということです。

そのことから、1年ということはないんですが、検討期間をして、その辺の改善が図れば考えていきたいと思っております。今始まったばかりなので、少し様子を見たいと思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） しかし、あまり最初から厳しくしておきますと、みんなそういうイメージを持ってしまって、最初から該当しないというイメージになってしまうと思うんです。もう少しラフに、この定住促進交付金を、要するに、土地を買って家を建てれば、すぐ出ると、そういうイメージを持たせたほうが、そうでないと、最初からあまりにも条件を厳しくしておきますと、どうせ該当しないと、最初から投げてしまうと思うんです。ですから、その辺

を十分検討してもらいたいと思います。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 匝瑳市さんも同じような条件でやっておりまして、匝瑳市さんの状況等もよく聞きながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、高橋委員の意見はいい意見だなと思って聞いていたんですけども、どこの市町村でも同じようにやっていたら、やってもやらなくても同じになってしまうわけです。ですから、どうせやるんだったら、ほかの市よりもちょっと無理しても出す。そうしたことによって、定住促進を図るという効果は上がると思うんです。ですから、同じようにやろうとしないで、その辺は、やるんだったら大胆に攻めてみたらどうかなと思うんですが。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、申請があった人たちなんですが、どういうことで旭市へということで理由を聞くと、中央病院があるからとか、その辺の条件で来る人が多いんです。旭市に50万円があるからということではなくということもあって、その辺を長い年月、ずっと定住してほしいということが目標ですから、その辺も検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 先ほどの副市長の地方公務員の給与の削減の問題でございますが、旭市はやらないということです。

しかし、地方公務員の給与削減につきましては、国がそういう方針を出している中で、一般の住民は、市の職員もみんな給与を引き下げになると思うんです。職員は、議会を通らなくてはならないと、そういう大きな隔たりがあるわけです。

そういう中で、今回は、多分、市長選があるから、市長は市民ではなく、職員のほうを向いた対応を出したと思うんですが、ただ、交付税削減と言われましたが、交付税は何に使ってもいいんです。しかし、今回は、職員給与の分として削減されるわけです。削減されるということは、一般の住民サービスがおろそかになるわけです。どれだけの金額になるかわかりませんが、例えば、道路の舗装が、今度はそのためにできなくなったり、排水がで

きなくなったり、住民サービスがおろそかになる中で、まず、国からの交付税の削減金額はどのぐらいになるのか。

それから、近隣の市町村は、どのぐらいのパーセンテージで削減したのか。私がこの間、東庄町に行って、東庄町のある人と話をしましたら、東庄町は、単純に削減額を頭数で割ったら5.何%のそのままだと。あとは、あの辺の例えば香取市とか、神崎町、多古町は7.8%ですか。これをそのままやったと、そういう話なんです。

ですから、いずれにしましても、旭市の交付税の削減額が幾らになるのか。それで、それを職員数で割ったら、どのぐらいのパーセンテージになるのか。それから、近隣の削減額ですね、まず、その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） ご質問は3点あったかと思います。

1点目の国の削減の金額です。1億8,900万円でございます。

次に、何%ということであります。国は、こう述べています。ラスパイレス指数の100ですね。国が7.8%下げたことによって、旭市は4.6%の給与を削減するということに国に合わせた場合はなるんです。4.6%の金額は、1億4,000万円という金額になります。

あと、近隣の状況ということで、先ほど、副市長が県全体のお話をされました。なかなか近隣も、このところはこうだということところは教えてもらえないのが実情であります。

ただ、検討中というのがまだほとんどであるということでもあります。

高橋委員さんは、近隣からこうやって聞いたよと言っていますけれども、今のところ、まだはっきりしていないのが実情であるということです。

以上3点、お答え申し上げます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれも、市というのは、市民あつての市なんです。そしてまた、皆さん方職員なんです。そういう意味では、やはり、これは、国がそういう方針を出したらやっていくべきだと思うし、また、県も県の職員の給与を引き下げたでしょう。これは、職員組合で話をしても、当初から話し合いがつかないのはわかっていますから、県は独自に議会から出して通しましたよね。

そういう中で、よく皆さん方は、県に準じてとか何とか、必ず、そういう言葉を出すわけです。それからしたら、当然、やってしかるべきだと思うんですが、副市長、どう思います

か。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

今の段階で、旭市としてやらないという決断をしたわけではありません。まずは、そのことを1点、今の時点では検討中ということで、まずはお答えさせてください。

ただいまの高橋委員のご意見を十分踏まえまして、もうしばらく慎重に検討してということで、きょうの時点では、この委員会ではそこまでしか、私の段階ではお答えできません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、皆さん方は公僕なんです。そういう中で、約1億9,000万円あったら、どれだけ道路の舗装、よく議員の方々にも、あの道路を舗装してくれとか、排水をやってくれとか言われるけれども、これだけあったら、みんな議員の要望、住民の要望はかなうと思うんです。その辺を十分踏まえた中で、この点、慎重にやっていただきたいと思います。あとは、言ってもしょうがないですから。

○委員長（木内欽市） 太田委員。

○委員（太田將範） 私は、高橋委員と意見が違う形になるんですが、公務員の給与というのは人事勧告ということで定められておりまして、それに沿って給料の額だとか、そういったものが決まってくると思います。それは、一定、公務員の争議権だとか、そういうものが取り上げられておりますので、そういう意味での合理性を配慮するならば、その辺のことをきっちり考える必要が私はあると思います。

とにかく、今回出てきた給料の減額は唐突であったと思います。何となく思いつきのような感じの改定だというふうに、私は感じているところなんです。

公務員の給料というものは、こんなに短期間に唐突に変えていいものなのかどうかというようなことは、非常に疑問に感じております。ですから、すぐにということではなくて、その辺、今までの制度あるいはそういったものを十分反映しながら、十分慎重に結論を出していただきたいと要望したいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（木内欽市） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市